

会 費 規 程

(総 則)

第1条 この規程は、一般社団法人千葉県診療放射線技師会（以下本会という）定款第7条に規定する入会金及び会費の納入に関して定める。

(会 費)

第2条 本会の会費額は次に定めるところによる。

- (1) 正会員として新規入会する場合は入会年度のみ免除する
- (2) 正会員の会費額は年額 10,000 円とする。
- (3) 賛助会員の会費額は年額 1 口 40,000 円とする。
- (4) 再入会の場合は年度途中であっても徴収される。但し、他の都道府県放射線技師会に於いて入会年度の年会費を納入済みの場合は免除する。

(入会金)

第3条 本会の入会金は次に定めるところによる。

- (1) 正会員等として新規入会する場合は免除する。
- (2) 再入会の場合は 10,000 円以上とし、「入退会等に関する規程」に基づき理事会にて決定とする。但し、他の都道府県放射線技師会に於いて入会年度の年会費を納入済みの場合は免除する。

(納入期限)

第4条 会員は、当該年度の9月末日までに規定の会費を納入しなければならない。

(付託金 会費等の減免等)

第5条 次の各号に該当する者は、会費等の減額あるいは免除を受けることができる。

1. 組織運営規程に定める名誉会員および寿会員は本会の会費を免除する。
2. 出産や入院等による長期離職の場合、会費を免除することができる。
 - (1) 出産の場合、年度を跨いでも1年分の免除とする。
 - (2) 長期離職者の減免期間は、その都度運営会議にて決定とする。

(罰則規定)

第6条 本規程第4条に定める納入期限を越えて会費の滞納をした会員に対し、次に定める罰則規定を適用する。

- (1) 1年以上会費滞納の場合、本会会報等の郵送停止及び本会が企画運営する事業への参加を認めない。
- (2) 2年以上会費滞納の場合、定款第10条に従う。

(改廃)

第7条 本規程の制定または改廃については理事会の承認を要するものとする。

付 則

1. この規程を施行する時点で既に会費等の減免を受けている者は、本規程第6条の規程に関わらず、

会費等の減免を継続して受けることができる。

2. 年金規程（昭和60年11月28日制定）は平成10年8月31日で廃止する。

昭和60年11月28日制定同日施行

昭和60年12月5日改正昭和61年4月1日施行

昭和62年1月17日改正昭和62年5月1日施行

昭和62年9月6日改正同日施行

平成元年8月1日改正同日施行

平成2年4月19日改正同日施行

平成3年2月23日改正平成3年4月1日施行

平成8年8月10日改正同日施行

平成10年8月29日改正平成10年9月1日施行

平成12年5月27日改正同日施行

平成14年2月11日改正同日施行

平成16年5月29日改正同日施行

平成21年5月31日改正平成21年4月1日施行

平成24年11月11日改正同日施行